

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第72期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	築地魚市場株式会社
【英訳名】	TSUKIJI UOICHIBA COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 猛
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲六丁目6番2号
【電話番号】	東京（03）6633局3500番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長 大竹 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲六丁目6番2号
【電話番号】	東京（03）6633局3500番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長 大竹 利夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	78,155	78,310	78,801	76,808	71,658
経常利益又は経常損失 () (百万円)	292	18	38	40	674
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	974	649	385	64	690
包括利益 (百万円)	1,046	157	426	132	695
純資産 (百万円)	5,666	5,757	6,116	5,905	5,143
総資産 (百万円)	13,148	18,086	19,004	17,479	15,181
1株当たり純資産 (円)	2,525.04	2,565.49	2,725.72	2,631.81	2,291.86
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	434.32	289.25	171.98	28.60	307.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	43.1	31.8	32.2	33.8	33.9
自己資本利益率 (%)	18.9	11.4	6.5	1.1	12.5
株価収益率 (倍)	2.88	3.98	6.86	34.83	2.84
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	927	17	151	949	622
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	288	3,915	407	480	253
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,058	3,636	379	2,095	361
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,487	2,226	2,349	722	729
従業員数 (人)	246	261	262	275	292

(注) 1. 連結売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2016年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第68期から第70期は潜在株式が存在しないため、第71期及び第72期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
売上高 (百万円)	75,660	73,257	70,917	68,621	63,105
経常利益又は経常損失 () (百万円)	304	116	37	91	534
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1,004	746	375	73	543
資本金 (百万円)	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037
発行済株式総数 (千株)	22,475	2,247	2,247	2,247	2,247
純資産 (百万円)	5,479	5,666	6,013	5,945	5,336
総資産 (百万円)	12,401	17,232	18,054	16,626	14,507
1株当たり純資産 (円)	2,441.68	2,525.21	2,679.95	2,649.57	2,377.95
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	3.00 (-)	30.00 (-)	35.00 (-)	30.00 (-)	30.00 (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	447.44	332.74	167.16	32.96	242.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.2	32.9	33.3	35.8	36.8
自己資本利益率 (%)	20.3	13.4	6.4	1.2	9.6
株価収益率 (倍)	2.79	3.46	7.06	30.22	3.61
配当性向 (%)	6.7	9.0	20.9	91.0	12.4
従業員数 (人)	176	168	168	159	172
株主総利回り (比較指標：TOPIX指数) (%)	92.1 (87.3)	87.1 (98.0)	91.7 (111.2)	80.7 (103.2)	74.1 (90.9)
最高株価 (円)	145	1,175 (125)	1,537	1,333	1,093
最低株価 (円)	93	999 (98)	1,040	835	747

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第68期から第70期は潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないため、第71期及び第72期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2016年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 当社は2016年10月1日をもって、10株を1株とする株式併合を実施しております。当該株式併合の影響を考慮した場合の第68期の1株当たり配当額は、30円となります。
- 第70期の1株当たり配当額35円には、創業70周年記念配当5円を含んでおります。
- 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。
- 当社は、2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第69期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

- 1948年3月 1948年3月9日水産物の売買及び販売の受託を目的として、資本金500万円で設立。
- 1948年4月 東京都中央区築地（市場内）で営業開始。
- 1953年6月 東京魚類株式会社の営業権を譲受。
- 1954年3月 デパート、スーパーなどに出店販売の築地食品株式会社設立。
- 1957年5月 八王子市で地方卸売市場における生鮮加工水産物の卸売販売を行う八王子魚市場株式会社設立。
- 1961年3月 ホテル、レストランなどを対象として生鮮水産物、加工水産物の販売を行う共同水産株式会社買収。
- 1962年12月 当市場内に冷蔵保管業務を目的として建設の冷凍工場（収容能力4,362トン）が竣工。
- 1963年4月 八戸市で冷蔵倉庫業及び水産買付加工販売を行う八戸東市冷蔵株式会社設立。
- 1963年9月 東京証券取引所市場第二部に株式を公開上場。
- 1972年10月 冷蔵保管業務を行う豊海東市冷蔵株式会社設立。
- 1973年5月 東京都中央区豊海に冷蔵庫賃貸事業を目的として建設の豊海東市冷凍工場（収容能力10,160トン）が竣工。
- 2006年3月 水産物加工及び販売を行う東市フレッシュ株式会社を設立。
- 2006年12月 八戸東市冷蔵株式会社清算。
- 2007年4月 共同水産株式会社と築地食品株式会社が合併し、共同水産株式会社として営業開始。
- 2007年12月 中国上海市において中国向け水産物の販売業務を目的として東市築地水産貿易（上海）有限公司を設立。
- 2011年4月 八王子魚市場株式会社が、八王子を中心とした寿司の宅配を行う株式会社うおたくを設立。
- 2012年9月 東市フレッシュ株式会社事業休止。
- 2013年1月 水産物加工及び販売を行う株式会社キタシヨクを設立。
- 2013年4月 八王子魚市場株式会社を当社に吸収合併。
- 2013年9月 東市フレッシュ株式会社清算。
- 2015年5月 豊洲市場における冷蔵保管業務を目的とした株式会社東市ロジスティクスを設立。
- 2016年8月 共同水産株式会社が東京都中央卸売市場築地市場の仲卸業者である築地市川水産株式会社の株式を100%取得。
- 2017年1月 株式会社うおたく清算。
- 2018年10月 市場移転に伴い本店所在地を東京都江東区豊洲六丁目6番2号に変更。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社8社より構成されており、水産物の卸売業及び水産物の売買を主要事業とし、附帯事業として冷蔵倉庫業務及び不動産賃貸業務を行っております。

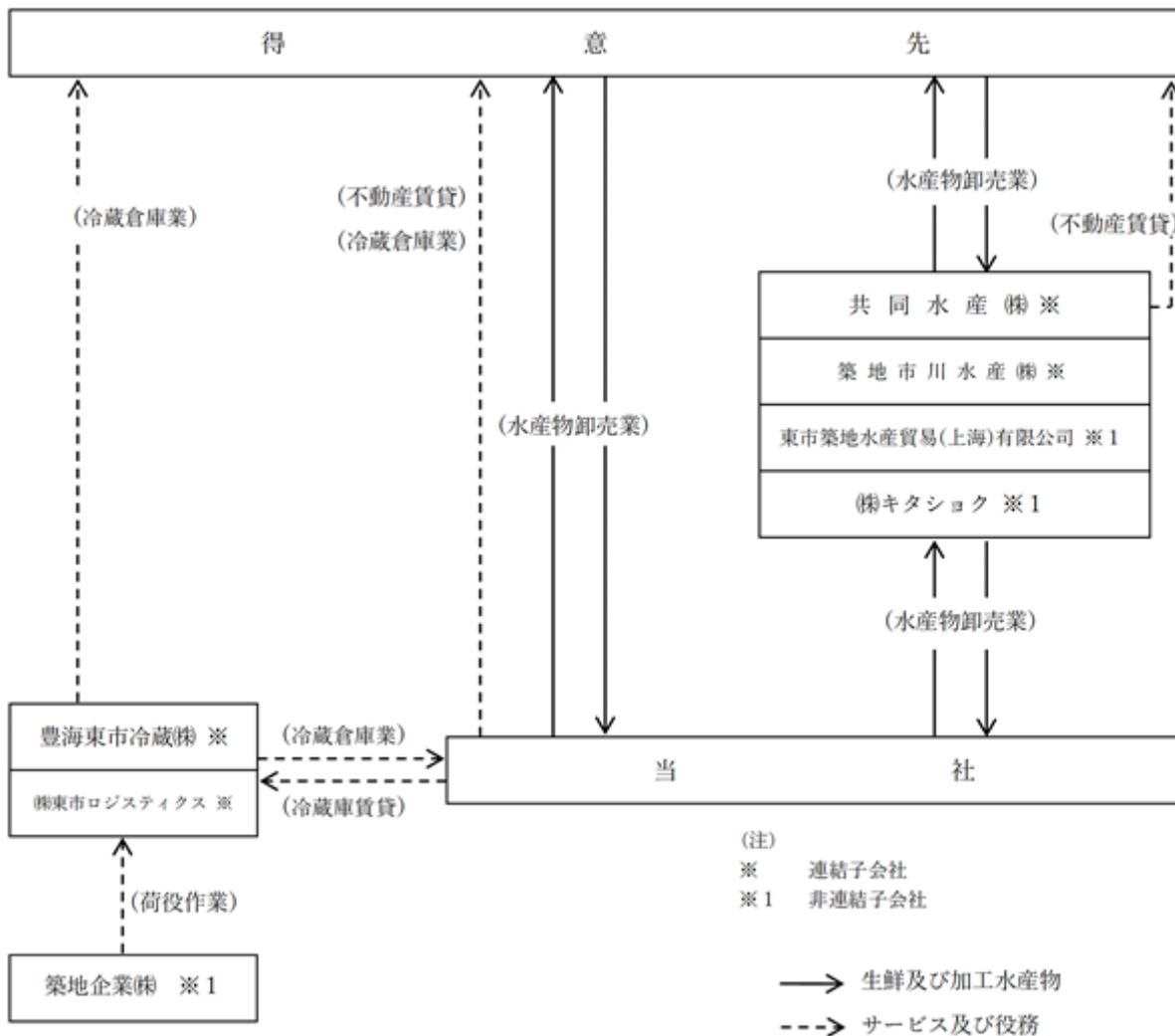
事業内容と当社及び関係会社の当該事業にかかる位置付けは、次のとおりであります。

水産物卸売業……………当社は生鮮加工水産物の委託及び買付販売、共同水産(株)は生鮮加工水産物の加工及び販売、築地市川水産(株)は生鮮加工水産物の販売を行っております。東市築地水産貿易(上海)有限公司は、中国、上海市で、中国向けの水産物の販売業務を行っております。

冷蔵倉庫業……………豊海東市冷蔵(株)及び(株)東市ロジスティクスは、当社所有設備により冷蔵倉庫業を営み、築地企業(株)は(株)東市ロジスティクスの冷蔵庫内の荷役作業を行っております。

不動産賃貸業……………当社及び共同水産(株)は所有する不動産の一部を外部ならびに当社グループの会社に賃貸しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 豊海東市冷蔵㈱	東京都中央区	50	冷蔵倉庫業	100	当社所有の豊海東市冷蔵庫を借り受け、冷蔵保管業務を行っており、当社が運転資金等の貸付をしております。 役員の兼任等...有
共同水産㈱	東京都江東区	50	水産物卸売業	100	当社の販売先で、デパート等に出店し、ホテル、レストラン等を対象にして、生鮮水産物及びこれらの加工品の販売を行っております。また不動産の賃貸を行っており、当社が運転資金等の貸付をしております。 役員の兼任等...有
㈱東市ロジスティクス	〃	50	冷蔵倉庫業	100	当社所有の豊洲東市冷蔵庫を借り受け、冷蔵保管業務等を行っており、当社が運転資金等の貸付をしております。 役員の兼任等...有
築地市川水産㈱	〃	10	水産物卸売業	100 (100)	当社の販売先で、東京都中央卸売市場豊洲市場にて仲卸を営んでおり、冷凍・塩干品・生鮮水産物及びこれらの加工品の販売を行っており、当社が運転資金等の貸付をしております。 役員の兼任等...有

(注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
水産物卸売業	249
冷蔵倉庫業	43
不動産賃貸業	-
合計	292

(注) 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除く)を表示しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
172	46.1	17.7	6,258,682

セグメントの名称	従業員数(人)
水産物卸売業	170
冷蔵倉庫業	2
不動産賃貸業	-
合計	172

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 9名の出向者は含まれておりません。

3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、東市労働組合等が組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針

当社は、卸売市場法に基づく東京都中央卸売市場の荷受会社として、“国民の健康的な食生活への貢献”という社会的使命を果たしていくとともに、集荷力・販売力の強化に努め、首都圏の一大消費地を抱える市場荷受としての優位性を発揮しつつ、“旧来型の荷受会社から、広範な機能を有する販売会社への転換”を図り、新たな価値創造によってステークホルダーの期待に応えてまいります。

(2)経営戦略等

上記経営方針のもと、当社グループはMSC、ASCといった海洋保護活動に貢献する国際流通認証を取得し、海洋資源保護や環境に配慮した水産物の取扱いを増やすことにより、出荷者・生産者から、買受人の皆様の顧客満足度を高められるよう、集荷及び販売に注力していきます。また、生産地加工・消費地加工の充実、豊洲市場内の新冷蔵庫などの設備を活用し、多種多様な顧客ニーズに沿った販売を心掛けていくとともに、グループ会社を横断する形で物流委員会を設置、グループ会社資産の全てを有機的に結合することで、生鮮冷凍物流通網を構築していくことを目指します。

(3)経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税等による個人消費の陰りや、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱の動向、それに加え新型コロナウイルス感染症の流行・拡大等、先行き不透明な状況が続いております。

当社を取巻く水産卸売業界においては、海洋環境や気象状況等の変動による漁獲量の減少、市場内流通の縮小、業種・業態を超えた競争の激化や物流コスト増加等の構造的な問題、国際的な水産物消費拡大による仕入コストの上昇や海洋資源保護の動き、さらに消費者の節約志向は根強く、厳しい業界環境が続いております。

なお、2020年1月後半以降の新型コロナウイルス感染症拡大と、それに続く外出自粛要請は、水産物、特に高単価な生鮮水産物の需要に急激な縮小というインパクトを与えており、卸売業界に与える影響は、期間、規模ともに先の見えない状況であります。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上課題

○修正した『中期経営計画=CHALLENGE-2020』の継続

2014年5月に発表、2019年4月に修正した『中期経営計画=CHALLENGE-2020』は2021年3月期に最終年度を迎えます。修正『中期経営計画=CHALLENGE-2020』の目標数値は以下のとおりです。

項目 (連結ベース)	2020年度業績目標 (2014/5当初計画)	2020年度業績目標 (2019/4修正後)
売上高	100,000百万円	77,000百万円
経常利益	700百万円	250百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	600百万円	200百万円
総資産	20,000百万円	17,500百万円
純資産	7,000百万円	6,200百万円
自己資本比率	35.0%	35.0%

当社グループは、修正と同時に発表した優先課題を引き続き継続して取り組んでいきます。修正中期経営計画の優先課題は、次のとおりです。

- ・新設冷蔵庫の稼働安定化による収益の拡大
- ・2020年6月施行の市場法改正への対応
- ・目的意識の醸成を目指した働きがいのある職場
- ・信用リスクヘッジ対応のリスクマネジメント
- ・新市場を活用した営業利益の実現
- ・営業キャッシュ・フローの黒字継続とネット借入金の削減による財務基盤の強化
- ・安定配当

具体的には、改正卸売市場法並びに東京都条例等が2020年6月21日に施行されることに伴い、卸売会社は新しい業務形態への道が開けることとなります。当社は既存2か所の冷蔵庫の連携を更に深めて、物流の効率化を図るとともに、事業会社での加工業務を拡大させる方針です。商流の拡大に際しては、販売促進部の受発注機能を充実し、グループ内事業会社並びに既存取引先との連携を深めていきます。この商流・物流、そしてITの活用による情流の高度化により、「生鮮食品卸」としての確固たる地位を目指します。同時に、豊洲市場の卸売会社の最大の強みである、国内鮮魚の集荷・販売の増強を推進、冷凍水産物に於いては、国内消費の流れの変化に合わせキメの細かい対応を行うことで営業費用を縮減し、効率的な運営を実現します。

上記優先課題に加え、持続的成長に資する経営基盤を構築するべく、当社グループは以下の施策を実施していきます。

- ・組織再編による、責任体制の明確化と、顧客重視の品質管理体制の充実
- ・保有在庫の適正化と回転を早めるための社内管理体制の見直し
- ・採算管理の細分化により営業費用の適正化を図る

当社グループの中期経営計画『CHALLENGE - 2020』の最終年度である2021年3月期の当社グループは、上記表のとおり、売上高770億円、経常利益2.5億円、親会社株主に帰属する当期純利益2億円を目指す予定でありましたが、目標設定時に想定していなかった新型コロナウイルス感染症の影響や、それに伴う東京オリンピックの延期もあり、目標数値を修正せざるを得ない状況となっております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに続く政府の緊急事態宣言は、国内の経済動向の悪化を招いており、収束時期によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であり、中期経営計画最終年度の目標数値は未定となっております。

なお本来ならば、次期中期経営計画を策定、早急に発表する予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が、今後の水産物の生産量・消費量・国内外の流通量などに与える影響を精査、併せて卸売市場での取扱量の変化を見極めたうえで策定、公表いたします。

○新型コロナウイルス禍への対応

当社グループでは、お取引先様と従業員の安全を第一に、新型コロナウイルス感染予防のため、衛生管理（マスクの着用、手指の消毒、体温の測定と報告等）の徹底とともに、時差出勤、テレワークなど対策を講じております。いまだ収束の時期が読めない中、事業活動に一定の制約がありますが、ポストコロナも見据え、今後も継続して上記対策を実施してまいります。

加えて、農林水産省・東京都・一般社団法人豊洲市場協会と緊密な連携のもと、危機管理体制の確立、感染拡大防止策、市場流通の確保、風評被害対策を盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画」を策定しております。また、豊洲市場内にある当社冷蔵庫において、高い除菌効果を持つ「微酸性次亜塩素酸水」を精製、豊洲市場関係者に継続して供給しており、市場での生鮮品流通の安心・安全の確保に協力しております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)卸売市場を取り巻くリスク

当社は、東京都中央卸売市場豊洲市場で水産物を卸売販売することを主たる事業としており、卸売市場への依存度は非常に高いものとなっておりますが、市場内の仲卸業者は、市場流通の減少や量販店取扱量の拡大などに伴い、近年経営状況が悪化している業者が漸増しています。当社は、それら取引先に対し、売上債権の回収状況に応じて貸倒引当金を設定しておりますが、今後の不良債権の発生が当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、豊洲市場の最新設備に係るコスト増も予想され、卸売市場法の抜本改正も含め、卸売市場を取り巻く様々な要因が当社業績に影響を与える可能性があります。そのような法改正によるリスクへの対応策については、『第2「事業の状況」3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討の内容 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容』の(卸売市場法の改正)や(当社の役割)の中で記載しているとおりです。

(2)資金調達に関するリスク

当社グループは、金融機関から運転資金及び設備資金を借入しております。そのため、金融機関の貸出動向によって、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このリスクについての対策は『第2「事業の状況」1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上課題』の中で記載のとおり、営業キャッシュ・フローの黒字継続とネット借入金の削減による財務基盤の強化をもって対処しています。

(3)為替変動リスク

当社グループの一部取引においては、輸出入取引の外貨建てでの決済を行っております。当社は、為替予約によるリスクヘッジを行っておりますが、為替相場の変動は、これらの輸出入取引の単価に影響を与える可能性があります。

(4)在庫に関するリスク

当社グループは、市況を勘案して商品を買付けしておりますが、保有商品の市況価格の変動が業績に影響を与える可能性があります。当該リスクに関しては、『第2「事業の状況」1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上課題』の中でも記載のとおり、保有在庫の適正化と回転を早めるための社内管理体制の見直しをすること、具体的には当社営業各部の目標月末在庫残高を設定し、定期的にレビューを実施してまいります。

(5)新型コロナウイルスの感染拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染拡大とその後の政府の緊急事態宣言の影響で、主要セグメントである水産物卸売業の売上高が減少する可能性があります。当社は食品流通の要であり、社会的ライフラインである東京都中央卸売市場豊洲市場において水産物を集荷販売しておりますが、上記影響により水産物の流通量が縮小、具体的には、業務筋の営業自粛や休止、宴会・パーティー自粛などによる高級魚の価格下落や売れ行き不振、輸出入の停滞などが挙げられます。特に、外食産業等への影響は大きく、取引先によっては厳しい経営環境が続いており、同業種への売上金額の減少が顕著となってきております。したがって、今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期によっては、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに関しては、『第2「事業の状況」1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上課題』の中で記載のとおり、グループ会社の連携や豊洲冷蔵庫を活用した「物流の効率化」、2020年4月に機能拡充した当社販売促進部の受発注機能を活かし、グループ内事業会社並びに既存取引先との連携を深める「商流の拡大」、そしてITの更なる活用による「情流の高度化」により、生産者・出荷者と消費者をつなぐ「生鮮食品卸」としての責務を果たしつつ、業容の拡大を目指します。

なお当社グループでは、お取引先様と従業員の安全を第一に、新型コロナウイルスへの感染予防のため、マスクの着用、手指の消毒、体温の測定と報告、時差出勤、テレワークなど様々な対策を講じております。また、感染リスクの極小化を目指し、政府の緊急事態宣言に合わせて、商談・会議の自粛、国内外への出張の制限、勤務時間の変更など、いわゆる「3密」を避けるための対応も取っており、そのため収束までの間、従来のような事業活動が出来なくなる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社および連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績及び財政状態の状況

当社グループの当連結会計年度の経営成績及び財政状態は、冷凍マグロ類の市況悪化、そして2020年1月後半以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、高級魚の売れ行き不振や価格下落、更に3月からは業務筋（寿司屋・レストラン・学校給食等）の営業自粛や休止に伴い、水産物需要が極端に減少、中国・欧州向けの輸出停滞なども相俟って、主要セグメントである水産物卸売業の売上高が大きく減少いたしました。

損益面においては、豊洲市場内冷蔵庫の取扱数量は概ね想定どおり推移したものの、水産物卸売業の売上高減少に加え、冷凍マグロ類の相場下落による販売損の影響が大きく、さらに、2020年1月後半から新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、主要セグメントである水産物卸売業の収益が急激に悪化、また期末に保有する在庫の評価損計上が重なり、当連結会計年度の売上高は71,658百万円（前年同期売上高76,808百万円）、営業損失は690百万円（前年同期営業損失120百万円）、経常損失は674百万円（前年同期経常損失40百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は690百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失64百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、2018年10月11日の中央卸売市場豊洲市場開場と共に事業開始しました豊洲の冷蔵倉庫が通年稼働となったため管理費用の配賦基準を見直し、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しております。前連結会計年度のセグメント情報は変更後の算定方法に基づき作成したものを記載しております。

（水産物卸売業）

売上高は70,367百万円（前年同期は75,920百万円）、セグメント損失1,010百万円（前年同期は268百万円のセグメント損失）となりました。

生鮮水産物は、本マグロ、スルメイカ等が潤沢に入荷しましたが、アジ、ブリ等の取扱減少により、売上高は前年を若干下回りました。

冷凍水産物は、冷マグロ類全般、冷鮭鱒類の入荷量減少により、売上高は前年に比べ大きく減少しました。

加工水産物は、煮タコ、干物類は取扱数量を伸ばしましたが、シラス干し等の入荷減少及び単価下落の影響が大きく、売上高は前年を下回りました。

（冷蔵倉庫業）

豊洲市場内の豊洲東市冷蔵庫が通年稼働したことにより、売上高は1,134百万円（前年同期は732百万円）、セグメント利益は228百万円（前年同期は58百万円のセグメント利益）となりました。

（不動産賃貸業）

売上高、セグメント利益ともに前年並みに推移しました。

当連結会計年度末の当社グループの財政状態は次のとおりであります。

（資産）

当連結会計年度末の総資産は15,181百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,297百万円減少いたしました。流動資産は5,730百万円となり、2,214百万円減少いたしました。これは主に商品及び製品が減少したことによるものです。固定資産は9,354百万円となり、55百万円減少いたしました。これは主に減価償却による有形固定資産の減少によるものです。

（負債）

当連結会計年度末の負債は10,038百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,534百万円減少いたしました。流動負債は3,819百万円となり、1,090百万円減少いたしました。これは主に支払手形及び買掛金の減少によるものです。固定負債は6,219百万円となり、444百万円減少いたしました。これは主に長期借入金の返済によるものです。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産は、その他有価証券評価差額金等の減少により、5,143百万円となりました。この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の33.8%から33.9%となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度における現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、6百万円増加し729百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローについては、たな卸資産、売上債権及び仕入債務の減少等により622百万円の収入（前連結会計年度は949百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、投資有価証券、有形及び無形固定資産の取得による支出等で253百万円の支出（前連結会計年度は480百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、短期借入金の減少により361百万円の支出（前連結会計年度は2,095百万円の支出）となりました。

（キャッシュ・フローの指標）

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
自己資本比率(%)	43.1	31.8	32.2	33.8	33.9
時価ベースの株主資本比率(%)	21.3	14.3	13.9	12.8	12.9
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	3.6	430.4	52.0	6.2	9.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	24.3	1.92	31.2	51.1	20.5

（注）自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

いずれも連結ベースの財政数値により計算しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新型コロナウイルス感染症拡大とそれに続く政府の緊急事態宣言の発令により、当水産物卸売業界においても、水産物需要の減少等の影響を受けており、この状況が2021年3月期の上半期に一定程度影響するものと仮定しております。当連結会計年度における繰延税金資産の回収可能性の判断および固定資産の減損の判定等の会計上の見積りについてはこの仮定を加味した予測数値により実施しております。

仕入及び販売の実績

(a)仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
水産物卸売業	66,187	90.7
冷蔵倉庫業	-	-
不動産賃貸業	-	-
合計	66,187	90.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 冷蔵倉庫業、不動産賃貸業に関しては、仕入高に該当するものではありません。

(b)販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
水産物卸売業	70,367	92.7
冷蔵倉庫業	1,134	154.9
不動産賃貸業	157	100.8
合計	71,658	93.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記は、セグメント間取引消去後の金額で記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成には、経営者による会計方針の選択・適用、連結会計年度末日における資産・負債の計上、ならびに報告期間における収益・費用の計上および開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的・保守的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用している重要な会計方針は、「第5経理の状況 1.連結財務諸表等」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

『当社グループの当連結会計年度の経営成績等』は、次のとおりです。

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ6.7%減の71,658百万円、営業損益は690百万円の営業損失（前年同期120百万円の営業損失）、経常損益は674百万円の経常損失（前年同期40百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損益は690百万円の損失（前年同期64百万円の損失）となりました。

『当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因』は次のとおりです。

（漁業資源の減少）

我が国の漁業・養殖業生産量は、1984年をピーク（1,282万トン）に1995年にかけて急速に減少し、その後も漸減傾向を辿り2019年の生産量は416万トンにまで減少しています。一時期低迷していたマイワシの2019年の漁獲量は前年比2.5%増と増加傾向にあるものの、こここのところ堅調に推移していたサバの減少、減少傾向が続いていたサンマ・スルメイカの漁獲量の更なる減少が顕著であります。平均産地価格は、近年、上昇傾向で推移、2017年に366円/キロにまで上昇しましたが、2018年には、前年から19円/キロ低下し、347円/キロとなりました。

（世界の水産物消費の増大）

我が国では、「魚離れ」が長らく水産業にとっての課題となっておりますが、世界では輸送技術等の発達による流通機能の近代化、生活水準の向上、健康志向の高まり等により、新興国を中心に魚の消費量が増加し続けています。その結果、世界の水産物貿易量の増大には顕著なものがあり、国際的な需要の高まりを受けて、取引価格は上昇基調にあります。また、経済開発協力機構（OECD）は、今後10年間の水産物の国際取引価格について、総じて高値で推移すると予測しています。

（海洋資源保護の動き）

2015年、国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されて以降、IUU漁業（違法・無報告・無規制で行われる漁業）を抑制する観点からの議論が活発化し、各地域漁業管理機関では漁獲量規制、技術的規制等の実効性のある資源管理の議論が行なわれています。特に、カツオ・マグロ類は、世界のすべての海域で、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）等による資源管理が行なわれており、カツオ・マグロ類以外のサンマ・サバ等の水産資源についても、保存と持続的利用を目的とした関係国間の調整が活発化しています。

（水産物の消費量及び市場経由率の減退）

国内の食用魚介類の1人当たりの消費量は、40代以下世代の若年層の肉類の消費増大、高齢化の進行、消費形態の変化に伴い加工品へ需要がシフトしていることにより、2001年の40.2kg/年をピークにその後減少傾向が続き、2011年に初めて肉類の消費量を下回り、2018年には前年より0.5kg少ない23.9kg/年まで減少、これに伴って国内流通量も減少しています。また、漁業者・産地出荷業者と小売業者等との産地直送取引や、インターネットを通じた消費者への直販等、市場外流通が増えています。この結果、近年、消費地市場の経由率は年々低下してきています。

（卸売市場法の改正）

2020年6月21日に施行される改正卸売市場法は、差別的取扱いの禁止等の基本取引ルールに変更はありませんが、卸売市場を許可制から共通の取引ルールを順守する認定制に移行し、原則禁止から原則自由への転換が図られ、卸売市場ごとに、仲卸業者による直荷引き、卸売業者による第三者販売等の取引ルールを設定することが可能となります。

（当社の役割）

卸売市場には、集荷・分荷機能、価格形成機能、決済機能、情報受発信機能を果たす重要な役割がありますが、豊洲市場はそれら機能に加え、適切な温度管理と品質、衛生管理を強化した閉鎖型施設で、効率的な物流動線と多様なニーズに対応する加工設備を装備した卸売市場として誕生しました。当社グループは、新市場の装備を如何なく活用し、生産者・出荷者に対し消費者・実需者のニーズを、これまで以上に迅速・的確にフィードバックしタイムリーな集荷と販売に努め、新設した多機能型冷蔵庫の活用や消費地加工能力の増強などを通じて、卸売会社としての機能拡充を目指してまいります。

さらに、昨今の食を取り巻く環境変化やグローバルなデリバリーへの対応、そして最終消費者の皆さまに「安心・安全」な商品を継続的に供給するため、HACCPに基づく衛生管理の徹底が求められています。当社は、生産者から消費者まで続くサプライチェーンのプレーヤーとして、HACCPの考え方に基づいた衛生管理を実施しております。

また、当社は、海洋資源の保護と持続可能な漁業普及の一環として、2016年に国際的な天然水産物向けエコラベル「MSC」、その養殖版「ASC」の各流通認証を取得、さらに2017年には国内漁業主体の水産認証「MEL」、続いて2018年「AEL」の各流通認証も取得して、日本における4大水産認証をすべて揃えました。さらに、当社子会社の北海道にある(株)キタシヨク及び豊洲市場内の共同水産(株)においても、MSC、ASCのCOC（流通加工管理）認証を取得し、当社グループは原料入手から、加工、販売まで一貫した体制を構築致しております。

今後も豊かな海を守り、持続性ある水産業を応援し、さらに出荷者や買受人に信頼されるサプライチェーンを構築していくことで、当社グループは社会に貢献してまいります。

なお、卸売市場法の改正の動きにつきましては、今後の動向を見定めて適時適確に対応してまいります。

『当社グループの資本の財源および資金の流動性』については、次のとおりです。

当社グループは、豊洲新市場が開設予定であった2016年11月までに、豊洲新市場において冷蔵庫や活魚槽、加工設備などを建設し、約6,000百万円の設備投資を実施いたしました。このうち、新設冷蔵庫の資金約5,300百万円については、2017年3月期までに、移転に伴い東京都が実施した大規模事業者融資制度（3年返済据置、12年の元金均等返済条件）を利用して調達、残り約700百万円は自己資金で賄っています。

したがって、当連結会計年度末のネット借入金（長・短借入金から現預金を控除したもの）は4,908百万円となっておりますが、2014年度から開始した『中期経営計画＝CHALLENGE-2020』期間中の過去6年間の営業キャッシュ・フローは合計約3,915百万円となり、当連結会計年度末のネットD/Eレシオ（ネット借入金と純資産との倍率）は1倍以下（0.95倍）で、財務内容は引き続き健全と判断しています。

また、豊洲新設冷蔵庫に係る借入金の返済につきましては、新市場移転の延期に伴って、2020年2月からとなり、新設冷蔵庫が生み出すキャッシュ・フローによって充分返済が可能と判断しています。

なお、上述のとおり必要な設備投資は一段落しましたので、当面、財政状態に大きな影響を与える重要な新規設備投資の計画はありません。

『経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等』については、次のとおりです。

2020年3月期の連結ベースの実績は、売上高71,658百万円、経常損失674百万円、親会社株主に帰属する当期純損失690百万円、純資産5,143百万円、自己資本比率33.9%となっており、『中期経営計画＝CHALLENGE-2020』は“フェーズ”の最終年度を残す段階で、冷凍マグロの市況悪化や新型コロナウイルスの感染拡大の影響などもあり、大きな損失を計上することとなりました。

項目 (連結ベース)	修正目標数値 2021年3月期	当年度実績 2020年3月期
売上高	77,000百万円	71,658百万円
経常利益	250百万円	674百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	200百万円	690百万円
総資産	17,500百万円	15,181百万円
純資産	6,200百万円	5,143百万円
自己資本比率	35.0%	33.9%

したがって、『中期経営計画＝CHALLENGE-2020』の連結ベースの最終目標(2021年3月期)を、市場移転が遅延したこと、また2019年3月期の実績を勘案し、2019年4月に目標数値の修正いたしました。2020年3月期の業績、及び新型コロナウイルスの感染拡大が今後の当社業績に与える影響を算定することが困難であり、具体的な目標や指標を提示することが出来ない状況にあります。

このような状況の中ではありますが、新設冷蔵庫を含めたグループ資産の有効活用、リスクマネジメントの徹底、営業利益の実現、財務基盤の強化、そして安定配当を目指してまいります。

『セグメントごとの財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討内容』は、次のとおりです。

なお、当連結会計年度より、2018年10月11日の中央卸売市場豊洲市場開場と共に事業開始しました豊洲の冷蔵庫庫が通年稼働となったため管理費用の配賦基準を見直し、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しております。

前連結会計年度との比較につきましては、変更後の数値で行っております。

(水産物卸売業)

水産物卸売業のセグメントは、売上高は前年同期比7.3%減の70,367百万円、セグメント損失1,010百万円(前年同期268百万円の損失)となっており、本セグメントの収益力の回復を図ることが重要課題と考えています。

しかしながら、供給サイドでは国内生産量が天候不順・資源保護問題や漁業従事者の高齢化等を要因として、魚種別にバラツキはあるものの、関係者の懸命な努力にもかかわらず減少傾向を辿り、また、冷凍水産物の輸入も、国際的な価格競争の激化により減少しています。一方、需要サイドでは消費者の「魚離れ」や「高齢化」等により需要が減退し、市場規模の縮小から同業間の競争が激化しており、消費者ニーズの多様化もあって厳しい業界環境が継続しています。

従って、当社グループは、中央卸売市場の荷受会社として生鮮流通に強みを持っており、その優位性を活かしたビジネスチャンスの拡大を志向すると同時に、子会社共同水産(株)(加工販売業)や築地市川水産(株)(仲卸業)の機能拡充を図り、豊洲市場内の多機能型冷蔵庫を梃子にした商流拡大に取り組んでまいります。

また、天然魚の漁獲が不安定かつ減少傾向にあることから、安定した出荷が見込める養殖魚の取扱拡充が不可欠と考えており、養殖魚出荷業者との連携を強化してまいります。

水産物取引は市況変動リスクを避けては通れませんが、「(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上課題」でも記載したとおり、保有在庫の適正化と回転を早めるための社内管理体制の見直しと、採算管理の細分化により営業費用の適正化を図ることで、タイムリーな集荷と在庫リスクの軽減に努め、引続き与信管理を強化するなど、リスクマネジメントにも意を用いて、収益力のあるセグメントへの転換に向け傾注してまいります。

(冷蔵倉庫業)

冷蔵倉庫業のセグメント売上高は、1,134百万円、セグメント利益は228百万円(前年同期は58百万円のセグメント利益)となっています。

豊洲市場内の冷蔵庫は、鮮魚荷捌き場、C(+5)～F(-25)～SF(-60)の各温度帯の保管設備、水産加工場、製氷機、事務所等を装備した、市場特有の多機能型冷蔵庫となっており、仲卸業者等からの容積貸しの引き合いも強く安定収益が見込めることから、当社の新市場での強力な武器になるものと判断しています。

子会社である豊海東市冷蔵(株)は、使用する冷蔵庫が建設後45年経過し、設備老朽化によるリニューアルが必要な時期が到来しています。同冷蔵庫は豊洲新市場にも近接立地していることから、新市場の補完機能として活用することも含め、再整備、改修、転用等を今後検討してまいります。

(不動産賃貸業)

不動産賃貸業のセグメント売上高は、前年並みの157百万円、セグメント利益は91百万円(前年同期が89百万円のセグメント利益)となっています。なお、当面、新規に資産を取得する計画はありません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資は、冷蔵庫、卸売場及び事務所への追加的な設備投資であり、特記すべき事項はありません。

なお、当連結会計年度中に重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

区分 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員 数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 (東京都江東区)	水産物卸売業	営業設備	166	6	- (-) [-]	1	77	252	151
支社 (東京都八王子市ほか)	水産物卸売業	"	4	6	97 (5,817) [-]	6	5	121	19
冷蔵庫 (東京都中央区)	冷蔵倉庫業	"	13	10	- (-) [1,959]	-	1	26	-
冷蔵庫 (東京都江東区)	冷蔵倉庫業	"	3,665	900	- (-) [5,088]	-	199	4,765	2
賃貸用不動産 (東京都中央区ほか)	不動産賃貸業	賃貸設備	594	-	514 (574) [616]	0	0	1,110	-
その他の施設 (東京都中央区)	水産物卸売業 及び不動産賃 貸業	厚生設備及び 賃貸設備	29	-	0 (362) [616]	-	0	30	-

(注) 1. 帳簿価額「その他」は、「工具、器具及び備品」等であります。金額には消費税等を含んでおりません。

2. 「土地」の[]は借用面積を表示しております。

3. 連結会社間の転リース取引に係るものは含めておりません。

(2) 国内子会社

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
豊海東市冷蔵㈱	東京都 中央区	冷蔵倉庫 業	営業設備	0	2	- (-)	4	5	11	29
共同水産㈱	東京都 江東区	水産物卸 売業	営業設備	83	74	- (-)	37	69	263	51
	東京都 墨田区 ほか	不動産賃 貸業	賃貸設備	145	-	195 (278)	-	-	340	-
㈱東市ロジスティクス	東京都 江東区	冷蔵倉庫 業	営業設備	5	0	- (-)	5	43	55	12
築地市川水産㈱	東京都 江東区 ほか	水産物卸 売業	営業設備	4	0	- (-)	-	6	12	28

(注) 帳簿価額「その他」は、「工具、器具及び備品」であります。金額には消費税等を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,247,520	2,247,520	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	2,247,520	2,247,520	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2016年10月1日	20,227,688	2,247,520	-	2,037	-	977

(注) 2016年10月1日付にて株式の併合(10株を1株に併合)を実施したことに伴い、発行済株式総数が減少しております。

(5)【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	11	56	9	3	1,952	2,034	-
所有株式数(単元)	-	1,512	149	10,802	253	6	9,675	22,397	7,820
所有株式数の割合(%)	-	6.75	0.67	48.23	1.13	0.03	43.19	100.00	-

(注)自己株式3,473株は「個人その他」に34単元及び「単元未満株式の状況」に73株を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ベニレイ	東京都港区芝浦4-9-25	262	11.69
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町2-318-235	220	9.82
東洋水産株式会社	東京都港区港南2-13-40	121	5.42
株式会社海昇	愛媛県宇和島市坂下津甲407-89	116	5.20
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式会 社)	東京都千代田区大手町1-5-5 (東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	111	4.96
株式会社ニチレイフレッ シュ	東京都中央区築地6-19-20	79	3.52
横浜丸魚株式会社	神奈川県横浜市神奈川区山内町1中央市場内	67	2.99
横浜冷凍株式会社	神奈川県横浜市鶴見区大黒町5-35	57	2.57
築地魚市場持株会	東京都江東区豊洲6-6-2	30	1.37
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式会 社)	東京都千代田区大手町2-6-1 (東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	30	1.34
計	-	1,096	48.88

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,236,300	22,363	-
単元未満株式	普通株式 7,820	-	-
発行済株式総数	2,247,520	-	-
総株主の議決権	-	22,363	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
築地魚市場株	東京都江東区豊洲 6-6-2	3,400	-	3,400	0.15
計	-	3,400	-	3,400	0.15

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10	10,010
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	3,473	-	3,473	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。

なお、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、原則、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

2020年3月期の期末配当につきましては、今期の業績及び財務状況等を踏まえ、1株当たり30円の配当を実施することを決定いたしました。

剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年6月26日 定時株主総会決議	67	30.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公共性の高い、中央卸売市場における卸売業者という社会基盤の公器としての役割を中長期的に継続していくために、企業理念・経営理念に適った企業活動を行なうとともに、当社が置かれた経営環境を踏まえた最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、引続き検討してまいります。

なお、当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制等について、取締役会にて「内部統制の基本方針」を決議しております。

(a)企業理念・経営理念

(企業理念)

当社グループは、安全安心な水産物を、卸売市場の流通網を通して消費者にお届けし、日本の豊かな食生活に貢献する。

(経営理念)

- 1.当社グループは、株主、取引先、従業員、消費者、並びに地域社会に貢献する企業を目指す。
- 2.当社グループは、CSRを重視し、ステークホルダーの信頼を得ることにより、安定した持続的な企業基盤を構築する。
- 3.当社グループの全役職員は、法令、社内規則、社会規範を遵守するとともに、業務遂行の健全性、透明性、公正性を確保し、商道德に則った商活動を旨とする。

(b)経営管理体制

当社の経営管理体制は次のとおりです。

取締役会は、取締役7名（代表取締役社長 吉田猛、村山弘晃、大竹利夫、関均、菅原謙二、社外取締役 石川誠、社外取締役 重田親司）と監査役3名（常勤監査役 伊藤隆、社外監査役 室谷和彦、社外監査役 長沼徹）で構成し、取締役会、経営会議、監査役会を中心とした経営管理体制を敷き、取締役会の意思決定機能、監督機能と業務執行を分離するため、執行役員制度を導入のうえ、執行役員は、取締役会の委任に基づき担当業務を執行、業務執行のスピードアップと効率化を図っています。

更に、実効性のある内部監査を実施するため、社長直轄の内部監査組織を設置するとともに、全役職員が、コンプライアンスに適った企業活動を実践するため、コンプライアンス・マニュアル等を制定し、社内組織として「コンプライアンス委員会」を設置のうえ、諸施策を講じています。

以上のような経営管理体制の下で、会社経営の健全性は十分に確保されているものと考えております。

なお、引続き、タイムリーディスクロージャーを重視し、正確、迅速かつ公正な情報提供にも努めてまいります。

なお、当社は、東京都中央卸売市場豊洲市場の開設者である東京都から同市場の使用許可を得て、水産物卸売業を営んでおり、卸売市場法、東京都中央卸売市場条例等を遵守し、開設者に取引内容の報告・公表を行い、また指導・助言、並びに検査等を受けております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a)企業統治の体制の概要

当社は、取締役会設置会社、監査役（監査役会）設置会社であります。

当社の経営上の意思決定、監査及び監督にかかる管理機能は、取締役会及び監査役会を基本構成としております。

当社の会社の機関の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役会

取締役会は、社内取締役5名（代表取締役社長 吉田猛、村山弘晃、大竹利夫、関均、菅原謙二）、社外取締役2名（石川誠、重田親司）の計7名で構成されており、月1回以上開催され、法令、定款及び「経営会議体規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

2. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名（伊藤隆）、非常勤監査役2名（社外監査役 室谷和彦、社外監査役 長沼徹）の計3名で構成されており、適宜開催され、監査役会規程に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。

3. 経営会議

経営会議は、社長の諮問会議として設置され、代表取締役社長 吉田猛を含む取締役（村山弘晃、大竹利夫、関均、菅原謙二）5名、執行役員（林勝司、櫛田裕之）2名、事務局（総務部長）1名で構成し、週1回開催のうえ、経営に関する重要事項を審議しております。

4. 執行役員会

執行役員会は、当社及び当社子会社の業務執行状況の報告や社長の方針示達及び情報連絡等を行う場として設置され、代表取締役社長 吉田猛、執行役員10名（村山弘晃、大竹利夫、関均、菅原謙二、林勝司、田尻博一、櫛田裕之、木村浩太郎、田代二郎、山縣伸悦、うち4名が取締役兼務）で構成し、月1回開催しております。

なお、執行役員会には、社外取締役（石川誠、重田親司）2名、監査役3名（常勤監査役 伊藤隆、社外監査役 室谷和彦、社外監査役 長沼徹）も原則同席し、ガバナンスの観点から必要に応じて意見やアドバイス等を受けております。

5. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会（年2回開催、その他随時開催）は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築・維持・管理及びコンプライアンスの実践についての支援・指導を行っております。

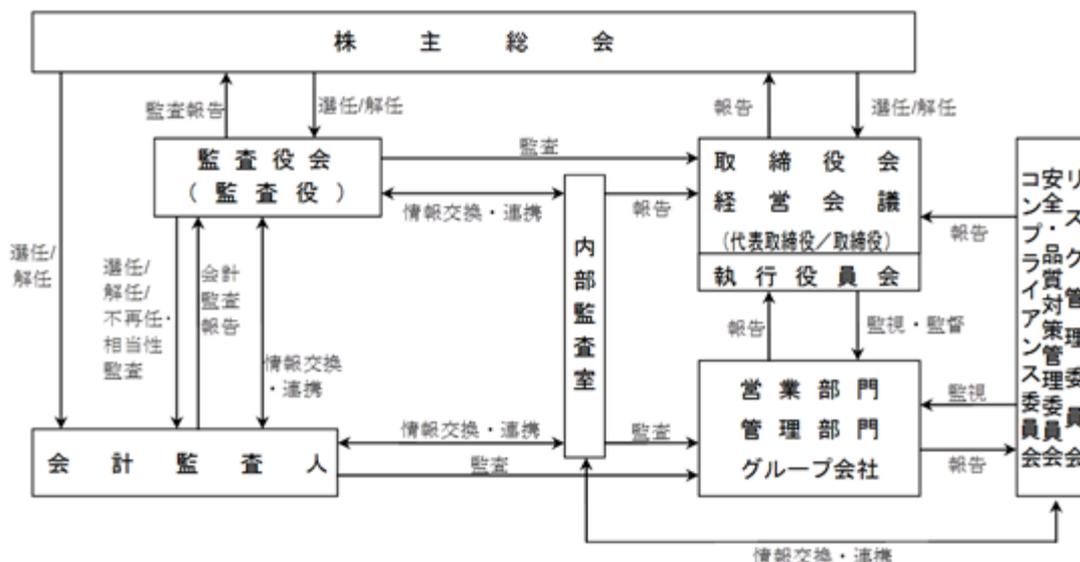
6. 安全・品質対策管理委員会

コンプライアンス委員会の下部組織として安全・品質対策管理委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制のうち食品にかかわる業者として特に重要と考える、食の安全・安心、衛生・品質管理、偽装、商品についての情報の収集・伝達・開示など適正に対応できる体制を整備しております。

なお当社グループのコンプライアンス体制は以下のとおりであります。

- ・当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員がコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。
- ・当社及び当社子会社は、コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、全社的なコンプライアンスを統括する機関として、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置する。
- ・当社及び当社子会社は、役職員の遵守すべきコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員にコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。
- ・当社及び当社子会社は、社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「コンプライアンスホットライン」を置き、日常の業務においてコンプライアンスに係る問題等に気付いたときは相談できる体制をとる。また、その情報については秘密保持を厳守するとともに、相談者には不利益な取扱いを行わない。
- ・当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固拒絶し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

当社の業務執行監査の仕組み、内部統制の仕組みは以下のとおりです。



(b)現在のガバナンス体制を採用する理由

当社は、経営における「意思決定の迅速性・効率性」及び「適正な監督機能」を確保するべく、現在のガバナンス体制を「社内取締役を中心とする取締役会を置く監査役（監査役会）設置会社」としておりますが、執行役員兼務取締役を中心として構成する取締役会の意思決定の迅速性・効率性は確保されており、また、社外取締役（石川誠、重田親司）2名、社外監査役（室谷和彦、長沼徹）2名を設置するほか、監査役と内部監査室及び会計監査人との連携や、社外取締役と社外監査役に対して取締役会付議事項の事前説明を同一機会に実施する等の諸施策を講じており、有効に機能していると判断されることから、現在のガバナンス体制を継続して採用しております。

企業統治に関するその他の事項

(a)内部統制システムの整備の状況

当社は業務の実施部署から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令・定款・社内規程等の順守、資産の保全という内部統制の目的を達成するための内部統制システムを構築しております。

内部統制の実際の業務執行状況は、当社及びグループ各社の日常業務については常勤監査役（1名）及び内部監査室による業務監査を定期的実施しており、その監査結果は経営会議に報告しております。また、監査役は取締役会、執行役員会及び関係会社報告会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、会計監査人と連携を図ることによる情報収集、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行うなど、取締役及び執行役員の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

(b)リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程を定め、リスク管理に係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理担当役員を選任し、当社グループのリスク管理を統括するリスク管理委員会を設置して、リスク管理体制についての評価・指導を行っております。

当社グループの重要な投資等の個別案件については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、経営会議で審議後、社長の決裁を得ております。さらに、法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得しております。

なお、不測事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握に努め、当社グループの損失を最小限にとどめるべく迅速に対応しております。

(c)提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、以下の体制をとっております。

- 1．当社は、当社子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する一方、事業会社管理規程を定め、当社子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすることを周知徹底する。
- 2．当社は、執行役員会で子会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、定期的に事業会社の報告連絡会議を開催し情報交換を行い、当社グループ全体の健全な発展を図る。
- 3．当社執行役員及び社員が必要に応じて当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を兼任する。
- 4．監査役は、監査役監査基準等に基づき、当社子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
- 5．内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告する。

(d)取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

(e)株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

- 1．当社は、会社法第165条第2項の規定により、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することを取締役会の決議によってできる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。
- 2．当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、免除することを取締役会の決議によってできる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(f)株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 管理本部長	吉田 猛	1950年12月25日生	1975年4月 丸紅株式会社入社 2000年4月 同社東京本社水産部長 2002年7月 株式会社ベニレイ出向 2003年3月 丸紅株式会社退社 2003年4月 札幌中央水産株式会社入社 同社執行役員 2004年4月 同社常務執行役員 2006年3月 同社退任 2006年5月 当社入社 当社顧問 2006年6月 当社常務取締役 2007年4月 当社常務取締役営業部門統括代理 2009年6月 当社取締役専務執行役員営業部門統括 2012年4月 当社取締役副社長執行役員営業部門統括 2012年6月 当社代表取締役副社長執行役員営業部門統括 2013年6月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役社長兼物流委員会委員長 (現)2019年8月 当社代表取締役社長兼管理本部長兼物流委員会委員長	(注) 4	3,000
取締役 常務執行役員 営業部門長 兼市場営業本部長	村山 弘晃	1960年6月6日生	1983年4月 当社入社 2007年10月 当社特種・活魚部副部長 2011年4月 当社特種・活魚部長 2014年4月 当社営業第一本部長補佐 2015年4月 当社執行役員営業第一本部長 2016年6月 当社取締役執行役員営業第一本部長 2017年4月 当社取締役執行役員営業本部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2019年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼物流委員会副委員長 (現)2020年4月 当社取締役常務執行役員営業部門長兼市場営業本部長兼物流委員会副委員長	(注) 4	1,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員 管理本部副本部長 兼経理部長	大竹 利夫	1959年12月27日生	1982年4月 当社入社 2005年4月 当社経理部長 2009年6月 当社執行役員経理部長 2015年4月 当社上席執行役員経理部長 2016年6月 当社取締役執行役員経理部長 2018年4月 当社取締役執行役員管理本部長補佐兼経理部長 (現)2019年4月 当社取締役常務執行役員管理本部副本部長兼経理部長	(注)4	2,800
取締役 執行役員 冷蔵事業本部長	関 均	1959年6月6日生	1984年4月 当社入社 2007年4月 当社経営企画室長 2008年4月 当社総務部長兼不動産開発部長 2009年6月 当社執行役員総務部、不動産開発部担当兼総務部長兼不動産開発部長 2013年4月 当社執行役員経営企画部、総務部担当役員補佐兼経営企画部長 2013年6月 当社取締役執行役員経営企画部、総務部担当役員補佐兼経営企画部長 2015年4月 当社取締役執行役員管理本部長補佐兼冷蔵事業部長兼市場移転対策室長 2015年5月 当社取締役執行役員管理本部長補佐兼冷蔵事業部長兼市場移転対策室長兼株式会社東市ロジスティクス代表取締役社長 2018年4月 当社取締役執行役員冷蔵事業本部長兼市場移転対策室長兼株式会社東市ロジスティクス代表取締役社長 (現)2019年4月 当社取締役執行役員冷蔵事業本部長兼株式会社東市ロジスティクス代表取締役社長	(注)4	3,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 営業部門長補佐 兼商品営業本部長	菅原 謙二	1952年12月1日生	1976年4月 東洋水産株式会社入社 2005年6月 同社取締役水産食品本部長 2014年6月 同社取締役退任 銚子東洋株式会社代表取締役社長 2015年6月 同社退任 2016年4月 当社入社 株式会社キタシヨク出向代表取締役社長 2017年3月 当社退社 株式会社キタシヨク代表取締役社長退任同社取締役 2017年4月 共同水産株式会社代表取締役社長 (現)2020年1月 株式会社キタシヨク代表取締役社長 2020年3月 共同水産株式会社代表取締役社長退任 2020年4月 当社執行役員営業部門長補佐兼商品営業本部長 (現)2020年6月 当社取締役執行役員営業部門長補佐兼商品営業本部長	(注)4	500
取締役	石川 誠	1948年10月11日生	1973年9月 鈴木勇蔵公認会計事務所入所 1974年5月 同事務所 退所 1974年10月 大和会計事務所(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2001年5月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)代表社員 2010年7月 有限責任あずさ監査法人パートナー 2011年6月 有限責任あずさ監査法人パートナー退任 (現)2011年7月 石川公認会計士事務所 代表 (現)2013年6月 株式会社エバラ物流監査役 株式会社横浜エージェンシー&コミュニケーションズ監査役 (現)2015年6月 当社取締役	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	重田 親司	1946年12月9日生	1970年4月 日魯魚業株式会社入社 1987年4月 同社カナダ・ハリファックス駐在員事務所長 1990年4月 同社英国・ロンドン駐在員事務所長 1995年4月 同社水産品本部水産一部長 2000年6月 同社取締役東京水産営業部長 2003年6月 同社常務取締役 2007年10月 株式会社マルハニチロホールディングス常務取締役 2008年4月 株式会社マルハニチロ水産専務取締役 2009年6月 大東魚類株式会社代表取締役社長 2013年6月 同社退任 2015年4月 北海道大学「新渡戸カレッジ」フェロー (現)2016年6月 当社取締役	(注)4	300
常勤監査役	伊藤 隆	1951年9月11日生	1976年9月 当社入社 2002年7月 当社総務部副部長兼総務課課長 2004年7月 当社総務部長兼総務課課長 2008年4月 当社内部監査室長 2009年6月 当社執行役員内部監査室長 2010年6月 当社常務執行役員内部監査室長 (現)2011年6月 当社常勤監査役	(注)5	2,400
監査役	室谷 和彦	1956年3月2日生	1974年4月 東京国税局入局 1999年7月 税務大学校東京研修所教育官 2003年7月 東京国税局総務部納税者支援調整官 2007年7月 千葉西税務署副署長 2009年7月 松戸税務署特別国税徴収官 2011年7月 松戸税務署特別国税徴収官退職 (現)2011年9月 室谷和彦税理士事務所開業 (現)2014年4月 当社監査役	(注)5	1,000
監査役	長沼 徹	1949年7月20日生	1974年4月 丸紅株式会社入社 2001年4月 同社総務部長 2006年4月 丸紅サービス株式会社代表取締役社長 2011年6月 芙蓉観光株式会社芙蓉カントリー倶楽部代表取締役社長 2014年6月 同社退任 (現)2014年7月 中央電設株式会社顧問 (現)2016年6月 当社監査役	(注)5	-
計					14,700

- (注) 1. (現)は、現職を示しております。
2. 取締役石川誠及び重田親司は、社外取締役であります。
 3. 監査役室谷和彦及び長沼徹は、社外監査役であります。
 4. 2020年6月26日開催の株主総会から1年間
 5. 2020年6月26日開催の株主総会から4年間
 6. 当社では、意思決定・監督機能と執行機能の分離による責任の明確化、経営判断・意思決定の迅速化を図るため、2009年6月26日より執行役員制度を導入しております。
 7. 2020年6月26日現在の執行役員は10名で、うち4名は取締役を兼務しており、取締役を兼務していない執行役員として、林勝司、田尻博一、榎田裕之、木村浩太郎、田代二郎、山縣伸悦で構成されております。
 8. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
角野 崇雄	1973年12月28日生	1999年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入社 2007年8月 あずさ監査法人 退社 2009年1月 株式会社KPMG FAS 入社 2010年1月 株式会社KPMG FAS 退社 2010年1月 有限責任あずさ監査法人 入社 2012年7月 有限責任あずさ監査法人 退社 (現)2012年8月 角野崇雄会計事務所 所長 2013年1月 株式会社Stand by C パートナー (現)2015年4月 株式会社Stand by C 取締役	-

社外役員の状況

社外取締役に関しましては、当社は2020年6月26日開催の定時株主総会で社外取締役石川誠及び重田親司の2名を選任しております。社外取締役石川誠は、当社と人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係の全くない取締役であり、社外取締役重田親司は、当社株式の保有を除き、人的関係、取引関係その他利害関係の全くない取締役であり、両取締役は経営監視機能としては社外からの経営監視という点で十分機能すると考えております。社外取締役石川誠は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な実務経験と知識を有しております。社外取締役重田親司は、会社役員として長年培ってきた経営全般にわたる豊富な経験や幅広い見識を有しております。

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役室谷和彦は、当社との取引において当社株式の保有を除き、人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係の全くない監査役であり、社外監査役長沼徹は、当社と人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係の全くない監査役であり、両監査役は経営監視機能としては社外からの経営監視という点で十分機能していると考えております。社外監査役室谷和彦は、税理士資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役長沼徹は長年に亘り管理関係業務に従事するとともに、会社役員として経営に携わり、卓越した専門知識と管理業務及び経営に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。

なお、社外監査役は定期的に行われる監査役会に出席し、会計監査及び内部監査室の行う内部監査の結果の報告を受けております。

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行の管理監督を、社外取締役2名を有する取締役会が担うことにより、経営監視機能の強化に取り組んでおります。また、社外監査役2名を有する監査役会が経営への監視機能を担うとともに、監査の厳正、充実を図っております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部の客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役と社外監査役による監督、監視及び監査が実施されることにより、経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、社外取締役石川誠及び重田親司、社外監査役室谷和彦及び長沼徹につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下、「社外役員」という)または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しております。

1. 当社及び当社の関係会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(注1)

(注1)業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人並びに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。

2. 当社グループを主要な取引先とする者(注2)、またはその業務執行者

(注2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

3. 当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者

(注3) 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行なっている者、直近の事業年度における借入額が上位3位以内の主要借入先をいう。

4. 当社の大株主(総議決権の5%以上の議決権を自己及び共同保有者または他人の名義をもって保有している者)またはその業務執行者

5. 当社グループが総議決権の5%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者

6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

7. 当社グループから役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士、またはコンサルタント等

(注4) 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。

8. 当社グループから多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

9. 当社グループから多額(注4)の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

10. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員またはその他使用人である者

11. 上記2~10に過去3年間において該当していた者

12. 上記1~10に該当する者が重要な者(注5)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

(注5) 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査室1名と常勤監査役1名により当社及びグループ各社の日常業務の業務監査を定期的実施するとともに内部統制の有効性の点検・評価、コンプライアンスモニタリングの実施等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しております。

監査役と内部監査室は常に意見交換を行う等密接に連携しながら、監査業務を行っております。また監査役は会計監査人との連携を密接に取るために、会計監査人の会計監査への立会いや、意見交換、また定期的な会合による情報収集をしております。さらに内部監査室長は定期的に行われる監査役会に出席し、意見交換を行っております。監査役監査、内部監査、会計監査人監査を独立的かつ相互補完的に遂行することにより、客観性を維持した監査体制を構築しております。

なお、常勤監査役伊藤隆は、当社の内部監査室に在籍し、通算3年にわたり決算手続きならびに財務諸表の作成等を含めた社内統制の管理・監督に従事しておりました。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

(a)組織・人員

当社の監査役会監査は、監査役3名で、うち1名が常勤監査役（社内監査役）、2名が非常勤監査役（社外監査役）で構成されており、独立の立場に基づき監査を行うとともに、定期的または必要に応じて内部監査室、社外取締役、会計監査人と意見交換を行い、監査役会において積極的に意見を表明し、監査の実効性を確保しております。

常勤監査役伊藤隆は、総務・内部監査の業務に従事し、執行役員、常務執行役員を経て、現在、常勤監査役を務めております。長年にわたる管理関係業務の実務経験に加えて、取引監査の職務経験を有しております。

社外監査役 室谷和彦は、税理士の資格を有し、国税局での豊富な職務経験と、税務・会計に関する専門知識を生かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督しております。

社外監査役 長沼徹は、管理関係業務に精通するとともに、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通じて培われた高い見識を有していることにより、独立の立場から当社の経営を監視・監査しております。

(b)監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度の監査役会は15回開催され、1回あたりの所要時間は約1時間、監査役の出席率は100%でした。個々の監査役の出席状況については下記のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
伊藤 隆	15回	15回（100%）
室谷 和彦	15回	15回（100%）
長沼 徹	15回	15回（100%）

監査役会における主な決議、審議、協議の内容は、監査役監査方針・監査計画・職務分担、監査役の選任・報酬、会計監査人の評価及び再任、会計監査人報酬の同意、決算報告手続き等、監査報告の作成及び提出等です。

「会計監査人の選任及び再任の基準」に基づき、会計監査人を評価し再任の相当性について検討・議論しております。

会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況の報告を受け情報交換を図り会計監査及び内部統制監査の遂行について協議し、期末に会計監査及び内部統制監査の手続き及び結果の概要につき報告を受け、意見交換を行っております。

監査役会は社外取締役と連絡会を開催し、情報交換・意見交換を図っております。

監査役は、取締役の職務の執行について、監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施しております。全員が取締役会に出席し、会社の活動状況、取締役の職務の執行状況を把握し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っております。

取締役会への監査役の出席率は98%でした（社内常勤監査役100%、社外監査役97%）。

執行役員会、事業会社定時報告会へ出席し、取締役の職務執行状況、事業会社の経営状況の報告を受けております。

その他、主に常勤監査役が重要決裁書類の閲覧、社内の重要な会議やコンプライアンス委員会等に出席しております。年度末には、業務部及び会計監査人が実施する棚卸実査に立会い、棚卸実査が適切に実施されていることを確認しております。社外監査役は、現場視察、監査役会等を通じ情報共有し事前説明会等で必要な情報を得たうえで取締役会に出席し、またその他重要な定例会議に出席し、それぞれ専門的な知見を活かし必要な意見を表明しております。

内部監査の状況

当社は、不正・誤謬の未然防止、業務改善、資産の保全などに資するために、内部統制システムの構築の基本方針に従って社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査人1名が、法令、内部監査規程及び年度監査計画に従い業務監査を実施し、内部統制システムについての監視検証を行い、コンプライアンスモニタリングの実施を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しております。

内部監査室は、監査役との定期的な情報交換を実施し、監査結果や内部統制の状況、問題点の改善状況を監査役へ報告しております。

監査役、内部監査室、会計監査人は緊密な連携のもと三様監査の充実とコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

会計監査の状況

(a)監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(b)継続監査期間

38年間

1982年度以前の調査が著しく困難なため、継続期間は上記年数を超えている可能性があります。

(c)業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 鳥羽 正浩

指定有限責任社員 業務執行社員 久保 英治

(d)監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他19名となっております。

(e)監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、当社の監査役会規程第18条（会計監査人の選任に関する決定等）および「会計監査人の評価及び選定基準項目に関する監査役等の実務指針」（日本監査役協会）に記載されている会計監査人の選定項目に従い検討を行いました。

再任するかどうかの判断にあたって、経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取し、また会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査の品質を維持し監査を行っているかを評価いたしました。会計監査人の能力、組織の体制、これまでの会計監査人の職務の遂行状況から、実効性のある監査が行われていると認識しています。また、その独立性についても問題はないと判断したため、会計監査人の再任が適当であると判断しました。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合ほか、会計監査人の適確性、独立性を害する事由の発生により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任とする議案の内容を決定いたします。

(f)監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	28	-	28	-
連結子会社	-	-	-	-
計	28	-	28	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く)

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・特性及び監査工数等を勘案して検討し、会社法第399条第1項に基づき監査役会の同意を得て決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が定めた「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画書の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、過年度の監査時間及び報酬の推移ならびに監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、「持続的な成長によりグループ全体の企業価値と株主価値の増大を図るために樹立する、経営方針の実効をより確かなものとするため、取締役（社外取締役を除く）と執行役員の報酬は、安定的な収益性や長期的な視点を重視した規律あるものとする。」旨の報酬決定方針を定めております。

また、本方針に基づき、報酬基準額に会社業績評価と役位別に定めた個人業績評価を反映させる仕組みの「役員報酬ガイドライン」を定めております。

当社は、取締役の報酬については固定報酬と業績連動報酬を区分して支給する方法は採用せず、役職ごとに決めた基準報酬に業績評価（職位の高いものほど大きいウェイト＝プラス30%～マイナス30%で連結実態純利益にリンクする仕組み）と個人評価（プラス12%～マイナス12%、個別調整を加味）を反映させて役員報酬を支給しています。

社外取締役、監査役の報酬については、業績に連動させず固定報酬を支給しています。

取締役の報酬の決定に際しては、上記の方針及びガイドラインに基づき、社長、管理担当役員、非常勤取締役（社外取締役）等で構成された役員処遇委員会で、業績評価における実態純利益の評価方法、個人評価における個別調整及び個別報酬の妥当性について審議するプロセスを経て、株主総会で授権された範囲内で客観性と公正性を確保し適正に決定しています。

また、監査役の報酬の決定は株主総会で授権された範囲内で、法令に従い監査役の協議にて、適正に決定しております。

なお、当社は、役員退職慰労金制度は廃止しており、株式報酬制度（RS、信託型、ストックオプション）も導入していません。

当社の取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額200万円以内（使用人分給与は含まないものとする。）と決議しております。

また、当社の監査役の報酬限度額は、1984年6月29日開催の第36回定時株主総会において月額300万円以内と決議しております。

2021年3月期においては、業績に対する経営責任を明確にすることに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により当社を取り巻く環境が厳しい状況にあることを真摯に受け止め、2020年6月22日開催の取締役会の決議により、役員報酬を以下の通り減額することいたしました。

代表取締役	月額報酬額の30%
役付取締役	月額報酬額の15%
取締役（ただし社外取締役を除く）	月額報酬額の10%

対象期間 2020年7月から2020年12月までの6か月間

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	81	81	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	-	1
社外役員	19	19	-	4

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的の株式を純投資目的以外の投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a)保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式を保有する場合は、取引関係・協業関係の構築・維持強化等を目的とし、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断され、保有意義が認められるものに限定することを基本方針としております。このため、保有株式については、個別銘柄毎に、定量面（当社の加重平均資本コストと比較し評価）、及び定性面（保有することによる投資先企業との関係維持・強化等）を総合的に判断の上で、定期的、継続的に、その保有意義を見直し取締役会へ報告します。見直しの結果、保有意義が乏しいと判断される場合には、原則売却いたします。

(b)銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	9	167
非上場株式以外の株式	10	1,632

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	0	新規投資による取得
非上場株式以外の株式	3	147	取引先持株会を通じた株式の取得及び追加投資による取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(c)特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ヨンキュウ	405,000	378,300	水産物の取引関係維持・強化 (株式数が増加した理由)追加投資による取得	有
	608	546		
(株)ニチレイ	129,000	129,000	水産物の取引関係維持・強化	有
	394	351		
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,112,200	1,112,200	資金調達安定化	有
	137	190		
東洋水産(株)	30,000	30,000	水産物の取引関係維持・強化	有
	156	126		
横浜冷凍(株)	133,000	133,000	水産物の取引関係維持・強化	有
	122	118		
(株)極洋	21,000	21,000	水産物の取引関係維持・強化	有
	53	59		
ナラサキ産業(株)	20,000	20,000	業務上の関係維持・強化	無
	34	37		
(株)マルイチ産商	11,000	11,000	水産物の取引関係維持・強化	無
	9	11		
横浜丸魚(株)	127,500	12,700	水産物の取引関係強化 (株式数が増加した理由)追加投資による取得	有
	111	10		
(株)木曽路	1,346	1,201	水産物の取引関係維持・強化 (株式数が増加した理由)取引先持株会を通じた株式の取得	無
	3	3		

(注) 定量的な保有効果については、個別銘柄毎に、取引実績・配当の便益と当社の加重平均資本コストとの比較を2020年4月に経営会議で検証、定性面を含めて全ての銘柄において保有意義ありとの結果を取締役に報告していません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び第72期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を的確に把握し、また会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、ディスクロージャー・IR実務支援会社や監査法人等が主催するセミナーに積極的に参加するとともに、経理・会計等の専門書や雑誌より、最新かつ有用な情報を日々収集しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	722	729
受取手形及び売掛金	3,582	2,791
商品及び製品	3,041	1,789
原材料及び貯蔵品	16	12
前払費用	34	35
短期貸付金	219	220
その他	408	205
貸倒引当金	81	54
流動資産合計	7,945	5,730
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3 7,067	3 7,089
減価償却累計額	2,221	2,376
建物及び構築物（純額）	4,845	4,713
機械装置及び運搬具	3 1,382	3 1,412
減価償却累計額	345	409
機械装置及び運搬具（純額）	1,036	1,002
土地	2 808	2 808
リース資産	191	179
減価償却累計額	100	106
リース資産（純額）	91	72
建設仮勘定	-	0
その他	587	638
減価償却累計額	169	230
その他（純額）	417	408
有形固定資産合計	7,199	7,007
無形固定資産	128	113
投資その他の資産		
投資有価証券	1 1,658	1 1,849
長期貸付金	308	276
その他	224	199
貸倒引当金	108	92
投資その他の資産合計	2,081	2,233
固定資産合計	9,409	9,354
繰延資産		
開業費	124	96
繰延資産合計	124	96
資産合計	17,479	15,181

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,590	2,205
短期借入金	672	859
リース債務	38	34
未払金	44	38
未払費用	290	337
未払法人税等	17	16
未払消費税等	53	128
賞与引当金	66	66
その他	134	132
流動負債合計	4,909	3,819
固定負債		
長期借入金	5,217	4,778
リース債務	62	46
繰延税金負債	168	199
再評価に係る繰延税金負債	28	28
退職給付に係る負債	491	474
長期末払金	3	3
長期預り保証金	424	417
資産除去債務	280	283
その他	6	6
固定負債合計	6,663	6,219
負債合計	11,573	10,038
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,037	2,037
資本剰余金	983	983
利益剰余金	2,640	1,882
自己株式	5	5
株主資本合計	5,655	4,897
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	230	226
土地再評価差額金	219	219
その他の包括利益累計額合計	250	245
純資産合計	5,905	5,143
負債純資産合計	17,479	15,181

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	76,808	71,658
売上原価	1 72,970	1 68,313
売上総利益	3,838	3,345
販売費及び一般管理費	2 3,959	2 4,036
営業損失()	120	690
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	44	44
移転延期補償	176	-
その他	15	19
営業外収益合計	238	66
営業外費用		
支払利息	18	30
貸倒引当金繰入額	-	17
移転延期損失	131	-
その他	7	3
営業外費用合計	157	50
経常損失()	40	674
税金等調整前当期純損失()	40	674
法人税、住民税及び事業税	26	11
法人税等調整額	2	5
法人税等合計	24	16
当期純損失()	64	690
親会社株主に帰属する当期純損失()	64	690

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失()	64	690
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	68	4
繰延ヘッジ損益	0	-
その他の包括利益合計	68	4
包括利益	132	695
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	132	695
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,037	983	2,783	5	5,798
当期変動額					
剰余金の配当			78		78
親会社株主に帰属する当期純損失()			64		64
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	142	-	142
当期末残高	2,037	983	2,640	5	5,655

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	298	0	19	318	6,116
当期変動額					
剰余金の配当					78
親会社株主に帰属する当期純損失()					64
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	68	0	-	68	68
当期変動額合計	68	0	-	68	210
当期末残高	230	-	19	250	5,905

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,037	983	2,640	5	5,655
当期変動額					
剰余金の配当			67		67
親会社株主に帰属する当期純損失()			690		690
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	758	0	758
当期末残高	2,037	983	1,882	5	4,897

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	230	-	19	250	5,905
当期変動額					
剰余金の配当					67
親会社株主に帰属する当期純損失()					690
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4			4	4
当期変動額合計	4	-	-	4	762
当期末残高	226	-	19	245	5,143

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	40	674
移転延期補償	176	-
移転延期損失	2 131	-
繰延資産償却額	13	27
減価償却費	190	334
貸倒引当金の増減額(は減少)	26	16
賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	10	16
受取利息及び受取配当金	46	47
支払利息	18	30
売上債権の増減額(は増加)	303	755
たな卸資産の増減額(は増加)	701	1,256
仕入債務の増減額(は減少)	506	1,385
その他	284	318
小計	467	616
補償金の受取額	521	-
利息及び配当金の受取額	46	47
利息の支払額	18	30
法人税等の支払額	67	11
営業活動によるキャッシュ・フロー	949	622
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	179	114
投資有価証券の取得による支出	89	169
貸付金の回収による収入	110	157
貸付けによる支出	298	126
その他	24	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	480	253
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,973	195
長期借入金の返済による支出	7	57
自己株式の取得による支出	-	0
配当金の支払額	77	67
その他	37	41
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,095	361
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,626	6
現金及び現金同等物の期首残高	2,349	722
現金及び現金同等物の期末残高	1 722	1 729

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

豊海東市冷蔵(株)

共同水産(株)

(株)東市ロジスティクス

築地市川水産(株)

(2) 非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称

築地企業(株)

東市築地水産貿易(上海)有限公司

(株)キタシヨク

(株)ひのか

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 0社

(2) 非連結子会社である築地企業(株)、東市築地水産貿易(上海)有限公司、(株)キタシヨク、(株)ひのかは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち築地市川水産(株)の決算日は、2月末日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

.....連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

.....移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

.....時価法

(3) たな卸資産

商品及び製品.....個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品.....個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(ロ) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……主として定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用していません。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 20～49年

機械装置及び運搬具 15～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 繰延資産の処理方法

開業費

開業費の償却については、5年の定額法により償却を行っております。

(二) 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(ホ) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ヘ) 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約等

ヘッジ対象……売掛金、買掛金、予定取引

(3) ヘッジ方針

当社は、その企業理念である堅実経営に則り、外貨建金銭債権債務にかかる将来の為替変動リスクを回避するため、原則として個別取引ごとにヘッジ目的で為替予約取引等を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性評価時点までの期間においてヘッジ対象評価の方法とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、為替予約等についてはヘッジに高い有効性があるとみなされるため、有効性の評価については省略しております。

(ト) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(チ) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(リ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大とそれに続く政府の緊急事態宣言の発令により、当水産物卸売業界においても、水産物需要の減少等の影響を受けており、この状況が2021年3月期の上半期に一定程度影響するものと仮定しております。

当連結会計年度における繰延税金資産の回収可能性の判断および固定資産の減損判定等の会計上の見積りについてはこの仮定を加味した予測数値により実施しております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	7百万円	27百万円

2 事業用土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調整を加味して算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

3 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金の受入による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	4百万円
機械装置及び運搬具	1	1

4 保証債務は、次のとおりであります。

前連結会計年度
(2019年3月31日)

当連結会計年度
(2020年3月31日)

銀行借入保証

東市築地水産貿易(上海)有限公司

24百万円

15百万円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
たな卸資産評価損	9百万円	263百万円

2 主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
出荷奨励金	48百万円	47百万円
完納奨励金	107	100
保管附帯費	526	526
市場使用料	249	231
貸倒引当金繰入額	71	4
給料及び賞与	1,346	1,366
賞与引当金繰入額	73	72
退職給付費用	82	80
厚生費	336	349
減価償却費	76	110

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	88百万円	22百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	88	22
税効果額	20	26
その他有価証券評価差額金	68	4
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	0	-
税効果額	-	-
繰延ヘッジ損益	0	-
土地再評価差額金：		
税効果額	-	-
その他の包括利益合計	68	4

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	2,247	-	-	2,247
合計	2,247	-	-	2,247
自己株式				
普通株式	3	-	-	3
合計	3	-	-	3

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	78	35.00	2018年3月31日	2018年6月29日

(注) 2018年6月28日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創業70周年記念配当5円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	67	利益剰余金	30.00	2019年3月31日	2019年6月28日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	2,247	-	-	2,247
合計	2,247	-	-	2,247
自己株式				
普通株式(注)1	3	0	-	3
合計	3	0	-	3

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式増加0千株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	67	30.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	67	利益剰余金	30.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	722百万円	729百万円
預入期間が3か月を 超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	722	729

2 移転延期損失は、豊洲市場にある固定資産の価値減耗相当額(非資金損益項目)です。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主な有形固定資産はフォークリフト等であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (ロ)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	36百万円	36百万円
1年超	1,659	1,622
合計	1,696	1,659

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループの資金調達については銀行借入金によっております。デリバティブ取引は為替予約取引であり、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況をその都度、把握する体制をとっております。

株式等である有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されていますが、取締役会及び経営会議への報告等、個別リスク管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日です。

短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金は主に設備投資にかかる資金調達です。変動金利の借入金はありません。

デリバティブ取引は将来の外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等があり、職務権限規程等に定める決裁権限に基づき実需の範囲で行うこととしております。また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、これらの管理は業務部が適時に資金繰り計画を作成・更新して管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	722	722	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,582	3,582	-
(3) 投資有価証券	1,476	1,476	-
資産計	5,781	5,781	-
(1) 支払手形及び買掛金	3,590	3,590	-
(2) 短期借入金	615	615	-
(3) 長期借入金()	5,275	5,347	72
負債計	9,481	9,554	72
デリバティブ取引	-	-	-

() 1年返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	729	729	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,791	2,791	-
(3) 投資有価証券	1,647	1,647	-
資産計	5,168	5,168	-
(1) 支払手形及び買掛金	2,205	2,205	-
(2) 短期借入金	419	419	-
(3) 長期借入金()	5,217	5,240	22
負債計	7,843	7,866	22
デリバティブ取引	-	-	-

() 1年返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式・債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」に記載のとおりであります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式等	181	202

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。なお、非上場株式等については「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	701	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,582	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
債券(その他)	-	-	-	-
合計	4,283	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	724	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,791	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
債券(その他)	-	-	-	-
合計	3,516	-	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	615	-	-	-
長期借入金	57	1,758	2,197	1,261

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	419	-	-	-
長期借入金	439	1,758	2,197	822

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	1,285	928	357
	(2)債券 その他	-	-	-
	小計	1,285	928	357
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	190	209	18
	(2)債券 その他	-	-	-
	小計	190	209	18
合計		1,476	1,137	338

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 174百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	1,331	886	444
	(2)債券 その他	-	-	-
	小計	1,331	886	444
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	316	399	83
	(2)債券 その他	-	-	-
	小計	316	399	83
合計		1,647	1,286	360

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 175百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2．売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

3．減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、減損処理を行っておりません。

当連結会計年度において、減損処理を行っておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 通貨関連
 前連結会計年度(2019年3月31日)
 重要性がないため記載を省略しております。

 当連結会計年度(2020年3月31日)
 重要性がないため記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要
 提出会社は退職一時金制度と確定拠出型年金制度を、連結子会社は退職一時金制度を採用しています。
 提出会社及び連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	481百万円	491百万円
退職給付費用	51	45
退職給付の支払額	41	62
退職給付に係る負債の期末残高	491	474

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-百万円	-百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	491	474
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	491	474
退職給付に係る負債	491	474
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	491	474

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度51百万円 当連結会計年度45百万円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)34百万円、当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)33百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	57百万円	44百万円
賞与引当金	20	20
退職給付に係る負債	153	148
減損損失	24	20
有価証券評価損等	43	43
繰越欠損金(注)	1,328	1,481
その他	24	103
繰延税金資産小計	1,651	1,862
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	1,290	1,481
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	274	302
評価性引当額小計	1,564	1,783
繰延税金資産合計	86	78
繰延税金負債		
連結修正による圧縮記帳の調整	66	65
有価証券評価差額金	107	134
資産除去債務	80	78
繰延税金負債合計	254	278
繰延税金負債の純額	168	199

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(1)	-	42	1,131	23	10	120	1,328
評価性引当額	-	4	1,131	23	10	120	1,290
繰延税金資産	-	38	-	-	-	-	(2) 38

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、提出会社の将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(1)	42	1,131	21	10	8	267	1,481
評価性引当額	42	1,131	21	10	8	267	1,481
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		
住民税均等割等		
評価性引当額の減少等		
税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社は東京都中央卸売市場豊洲市場において、賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約等の義務に関して資産除去債務を認識しております。

また、一部の資産において、解体・撤去時に法令の定める特別な方法で処理しなければならないPCB及びアスベストが含まれているものがあり、当該処理費について資産除去債務を認識しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、賃貸借契約については使用見込期間は49年、割引率は1.0%を採用しております。

PCB及びアスベストが含まれているものについては、実際の廃棄等の処分に至っていないものであり、合理的に見積もられた除去費用を資産除去債務として計上しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	279百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	2
資産除去債務の履行による減少額	1
期末残高	280

当連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社は東京都中央卸売市場豊洲市場において、賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約等の義務に関して資産除去債務を認識しております。

また、一部の資産において、解体・撤去時に法令の定める特別な方法で処理しなければならないPCB及びアスベストが含まれているものがあり、当該処理費について資産除去債務を認識しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、賃貸借契約については使用見込期間は49年、割引率は1.0%を採用しております。

PCB及びアスベストが含まれているものについては、実際の廃棄等の処分に至っていないものであり、合理的に見積もられた除去費用を資産除去債務として計上しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	280百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	2
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	283

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都において、賃貸用マンションを有しております。

2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は89百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は91百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,402	1,378
期中増減額	24	17
期末残高	1,378	1,360
期末時価	1,508	1,626

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 前連結会計年度の期中増減額のうち、主な減少額は減価償却費(24百万円)であります。当連結会計年度の期中増減額のうち、主な減少額は減価償却費(21百万円)であります。

3. 前期末及び当期末の時価は「不動産鑑定評価基準」等に基づいて算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役により構成する経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、取り扱う商品・サービス別に、連結子会社においては個社別に報告を受け、業種別に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、業種別のセグメントで構成されており、「水産物卸売業」、「冷蔵倉庫業」及び「不動産賃貸業」の3つを報告セグメントとしております。

「水産物卸売業」は、水産物及びその加工製品の卸売をしております。「冷蔵倉庫業」は、水産物の冷蔵保管等をしております。「不動産賃貸業」は、不動産の賃貸等をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、当連結会計年度より、2018年10月11日の中央卸売市場豊洲市場開場と共に事業開始しました豊洲の冷蔵倉庫が通年稼働となったため管理費用の配賦基準を見直し、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しております。

前連結会計年度のセグメント情報は変更後の算定方法に基づき作成したものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
 前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	水産物卸売業	冷蔵倉庫業	不動産賃貸業	合 計	調整額 (注)1, 2	連結財務諸 表計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	75,920	732	155	76,808	-	76,808
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	104	-	104	104	-
計	75,920	836	155	76,913	104	76,808
セグメント利益又は損失()	268	58	89	120	-	120
セグメント資産	8,700	5,390	1,473	15,564	1,915	17,479
その他の項目						
減価償却費	28	93	39	160	29	190
移転延期損失(注)4	38	92	-	130	0	131
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	92	88	2	183	36	220

- (注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去額であります。
 2. セグメント資産の調整額は各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは
 提出会社の長期投資資金(投資有価証券等)であります。
 3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
 4. 移転延期損失は、豊洲市場にある固定資産の価値減耗相当額(非資金損益項目)であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	水産物卸売業	冷蔵倉庫業	不動産賃貸業	合 計	調整額 (注)1, 2	連結財務諸 表計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	70,367	1,134	157	71,658	-	71,658
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	232	-	232	232	-
計	70,367	1,367	157	71,891	232	71,658
セグメント利益又は損失()	1,010	228	91	690	-	690
セグメント資産	6,403	5,244	1,451	13,099	2,082	15,181
その他の項目						
減価償却費	73	203	26	303	31	334
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	53	69	4	126	9	136

- (注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去額であります。
 2. セグメント資産の調整額は各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは
 提出会社の長期投資資金(投資有価証券等)であります。
 3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

重要性が乏しいため注記を省略しております。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

重要性が乏しいため注記を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱キタシヨク	北海道石狩市	5	水産物卸売業	（所有） 間接 100	商品の売買 融資 役員の兼任	資金の貸付	183	短期貸付金 長期貸付金 買掛金	210 295 175

（注）1．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高の買掛金には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しており、短期の貸付については純額で表示しております。なお、担保は受け入れておりません。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	㈱ベニレイ	東京都港区	640	水産物卸売業、冷蔵倉庫業	（被所有） 直接 11.7	商品の売買	商品の仕入	1,252	買掛金	172

（注）1．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高の買掛金には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、独立第三者取引と同様の条件で実施しております。

（2）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱キタシヨク	北海道石狩市	5	水産物卸売業	（所有） 間接 100	商品の売買 融資 役員の兼任	資金の貸付	30	短期貸付金 長期貸付金	210 264

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しており、短期の貸付については純額で表示しております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産	2,631.81円	2,291.86円
1株当たり当期純損失()	28.60円	307.92円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	64	690
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失()(百万円)	64	690
期中平均株式数(千株)	2,244	2,244

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	615	419	0.49	-
1年以内に返済予定の長期借入金	57	439	0.49	-
1年以内に返済予定のリース債務	38	34	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,217	4,778	0.49	2021年～2032年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	62	46	-	2021年～2027年
その他有利子負債	-	-	-	-
計	5,991	5,718	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務及び長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	20	16	6	2
長期借入金	439	439	439	439

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	17,060	34,298	55,162	71,658
税金等調整前四半期(当期) 純損失()(百万円)	113	156	411	674
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失()(百万 円)	114	160	421	690
1株当たり四半期(当期)純 損失()(円)	51.15	71.47	187.91	307.92

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ()(円)	51.15	20.32	116.43	120.01

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	662	631
受取手形	11	-
売掛金	1 3,093	1 2,381
商品及び製品	2,646	1,441
原材料及び貯蔵品	3	3
未収入金	1 380	1 193
その他	1 1,144	1 1,212
貸倒引当金	80	57
流動資産合計	7,862	5,806
固定資産		
有形固定資産		
建物	3 4,426	3 4,314
機械及び装置	3 970	3 925
土地	613	613
その他	476	453
有形固定資産合計	6,486	6,306
無形固定資産	79	75
投資その他の資産		
投資有価証券	1,623	1,799
関係会社株式	152	152
関係会社長期貸付金	295	264
破産更生債権等	108	82
その他	122	102
貸倒引当金	103	82
投資その他の資産合計	2,197	2,319
固定資産合計	8,764	8,701
資産合計	16,626	14,507
負債の部		
流動負債		
受託販売未払金	200	91
買掛金	1 3,069	1 1,853
短期借入金	591	723
未払費用	1 226	1 291
未払法人税等	12	11
賞与引当金	60	61
その他	1 208	1 254
流動負債合計	4,370	3,286
固定負債		
長期借入金	5,041	4,618
退職給付引当金	418	403
長期預り保証金	1 425	1 420
繰延税金負債	101	134
資産除去債務	280	283
その他	43	25
固定負債合計	6,311	5,885
負債合計	10,681	9,171

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,037	2,037
資本剰余金		
資本準備金	977	977
資本剰余金合計	977	977
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,688	2,077
利益剰余金合計	2,688	2,077
自己株式	5	5
株主資本合計	5,696	5,085
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	229	230
土地再評価差額金	19	19
評価・換算差額等合計	249	250
純資産合計	5,945	5,336
負債純資産合計	16,626	14,507

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1 68,621	1 63,105
売上原価	1 65,703	1 60,706
売上総利益	2,917	2,398
販売費及び一般管理費	2 2,913	2 2,949
営業利益又は営業損失()	4	551
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 51	1 53
移転延期補償	158	-
その他	1 12	1 11
営業外収益合計	222	64
営業外費用		
支払利息	18	29
貸倒引当金繰入額	-	17
移転延期損失	113	-
その他	3	1
営業外費用合計	135	48
経常利益又は経常損失()	91	534
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	91	534
法人税、住民税及び事業税	19	3
法人税等調整額	1	5
法人税等合計	17	8
当期純利益又は当期純損失()	73	543

【附帯事業売上原価の明細】

(イ) 冷凍事業売上原価明細書

区分	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1. 材料費	14	6.5	-	-
2. 労務費	111	50.4	-	-
3. 直接経費	8	4.0	-	-
4. 間接費	86	39.1	170	100.0
5. 他勘定振替高	1	32	-	-
計	188	100.0	170	100.0

(注) 1. 他勘定振替高は、買付品仕入高他32百万円への振替額であります。

(ロ) 不動産賃貸収入原価明細書

区分	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1. 賃借料	19	19.6	20	20.5
2. 租税公課	9	9.8	9	9.9
3. 減価償却費	25	25.2	26	26.4
4. その他	45	45.4	43	43.2
5. 他勘定振替高	26		24	
計	73	100.0	74	100.0

(注) 他勘定振替高は、販売費及び一般管理費への振替額であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,037	977	2,692	5	5,701
当期変動額					
剰余金の配当			78		78
当期純利益			73		73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	4	-	4
当期末残高	2,037	977	2,688	5	5,696

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	293	0	19	312	6,013
当期変動額					
剰余金の配当					78
当期純利益					73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63	0	-	63	63
当期変動額合計	63	0	-	63	68
当期末残高	229	-	19	249	5,945

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,037	977	2,688	5	5,696
当期変動額					
剰余金の配当			67		67
当期純損失（ ）			543		543
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	610	0	610
当期末残高	2,037	977	2,077	5	5,085

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	-	19	249	5,945
当期変動額					
剰余金の配当					67
当期純損失（ ）					543
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	-	-	1	1
当期変動額合計	1	-	-	1	609
当期末残高	230	-	19	250	5,336

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ.....時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品.....個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品.....個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

.....定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 20～49年

機械及び装置 10～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

.....定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づいて算定した額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大とそれに続く政府の緊急事態宣言の発令により、当水産物卸売業界においても、水産物需要の減少等の影響を受けており、この状況が2021年3月期の上半期に一定程度影響するものと仮定しております。

当事業年度における繰延税金資産の回収可能性の判断および固定資産の減損判定等の会計上の見積りについてはこの仮定を加味した予測数値により実施しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,419百万円	1,472百万円
短期金銭債務	208	55
長期金銭債務	16	16

2 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
銀行借入保証		
共同水産㈱	192百万円	176百万円
東市築地水産貿易(上海)有限公司	24	15
計	216	191

他の会社の取引債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
取引債務保証		
共同水産㈱	-百万円	75百万円

3 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金の受入による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	4百万円
機械装置及び運搬具	1	1

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	3,937百万円	3,406百万円
仕入高	1,430	1,043
営業取引以外による取引高	7	9

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度84%、当事業年度84%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16%、当事業年度16%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
保管附帯費(注1)	368百万円	368百万円
貸倒引当金繰入額	61	6
給料及び賞与	932	929
賞与引当金繰入額	60	61
退職給付費用	73	73
減価償却費	39	55

(注1) 保管附帯費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
荷役料	223百万円	230百万円
運賃	110	102
その他	33	35
計	368	368

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式152百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式152百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	56百万円	42百万円
賞与引当金	18	18
退職給付引当金	128	123
減損損失	24	20
有価証券評価損等	43	43
繰越欠損金	1,206	1,307
その他	20	99
繰延税金資産小計	1,496	1,656
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,167	1,307
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	242	270
評価性引当額小計	1,410	1,577
繰延税金資産合計	86	78
繰延税金負債		
有価証券評価差額金	107	134
資産除去債務	80	78
繰延税金負債合計	187	212
繰延税金負債の純額	101	134

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.97	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.58	
住民税均等割等	3.38	
評価性引当額の減少等	18.82	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.57	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	4,426	17	-	129	4,314	2,184
	機械及び装置	970	10	-	55	925	361
	土地	613 (28)	-	-	-	613 (28)	-
	その他	476	37	1	58	453	217
	計	6,486	65	1	243	6,306	2,763
無形固定資産		79	1	-	5	75	-

土地における当期首残高及び当期末残高の()は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用の土地の再評価を行った際に増加した金額を内書きで記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	184	57	102	140
賞与引当金	60	61	60	61

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他止むを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利並びに募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第71期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第72期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月13日関東財務局長に提出

（第72期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月14日関東財務局長に提出

（第72期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年7月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

築地魚市場株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥羽 正浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 英治 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている築地魚市場株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、築地魚市場株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、築地魚市場株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、築地魚市場株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

築地魚市場株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥羽 正浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 英治 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている築地魚市場株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、築地魚市場株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。